

振動業務健康診断

1. 「チェンソー使用に伴う振動障害予防について」(昭和45年2月28日基発第134号)
2. 「振動工具(チェンソー等を除く。)の取扱いなどの業務に係る特殊健康診断について」(昭和49年1月28日基発第45号)
3. 振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について(昭和50年10月20日基発第609号)

健康診断は雇入れ時、当該業務への配置替え時及び6ヶ月以内ごとに1回、定期に実施する必要があるとされています。上記2の通達では、定められた業務^{注1}に従事する者については、6ヶ月以内ごとに年2回行う定期のうち1回は冬期に、定められていない業務については1年以内ごとに1回(冬期)、定期に実施する必要があるとされています。

一次健康診断

- 職歴などの調査: 使用工具の種類、作業の状況^{注2}、その他
- 自覚症状の有無の調査(問診)
- 診察(視診、触診)
- 運動機能検査(瞬発・維持握力)
- 血圧測定
- 末梢循環機能検査: 常温による手指の皮膚温及び爪圧迫テスト
- 末梢神経機能検査: 常温による手指等の痛覚及び振動覚
- 両手関節及び両肘関節のX線撮影による検査^{注3}(雇入れ時、当該業務への配置替え時、及びチェンソーについては3年に1回)

注1: レッグ式さく岩機、チップングハンマー、リベッティングハンマー、コーキングハンマー、ピックハンマー、ハンドハンマー、ベビーハンマー、コンクリートブレイカー、スケーリングハンマー、サンドランマ等の工具を取扱う業務

注2: 作業の状況とは、作業方法の具体的内容、経験年数、取扱い時間(1連続取扱い時間、最近1ヶ月における1日の最長取扱い時間及び平均取扱い時間、並びに1ヶ月の取扱い日数など)

注3: チェンソーについては、医師が特に必要と認めた方について実施。

二次健康診断

- 末梢循環機能検査: 常温及び冷却負荷における手指の皮膚温及び爪圧迫テスト
- 末梢神経機能検査: 常温及び冷却負荷における手指等の痛覚及び振動覚
- 運動機能検査: 60%法による維持握力、つまり力、タッピング

医師が特に必要と認めた方については、次の項目を実施します。

- 末梢循環機能検査: 常温または冷却負荷における指尖容積脈波
- 末梢神経機能検査: 常温または冷却負荷における手背等の温痛覚及び冷痛覚
- 両手関節及び両肘関節のX線撮影による検査(特に必要と認めるときは、これらの動態または斜位及び頸椎、胸椎または腰椎)